



# 栃木県公報

令和8(2026)年  
6月25日(木)  
号 外  
第 36 号

## 目 次

### 条 例

○一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例の制定	2
○栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び栃木県県税条例の一部改正	2

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例の制定（栃木県条例第21号）

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるため、新たに条例を制定することとしました。
- 2 この条例は、令和8（2026）年10月1日から施行することとしました。

### ◇栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第22号）

- 1 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、県税の課税免除措置及び不均一課税措置の適用期限を令和10（2028）年3月31日まで延長すること等のため、所要の改正をすることとしました。
- 2 この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例
- 2 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び栃木県条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月25日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第21号

一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の22第2項の規定に基づき、法第33条第1項第1号の登録を受けようとする者の登録等に関する基準を定めるものとする。

第 2 条 法第33条第1項第1号の登録を受けようとする者の登録等に関する基準は、一時保護委託者の登録等に関する基準（令和 8 年内閣府令第16号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

(こども政策課)

栃木県条例第22号

栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例及び栃木県条例の一部を改正する条例

(栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正)

第 1 条 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年栃木県条例第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
(事業税の不均一課税)		
第 2 条 知事は、地方活力向上地域内において法第 5 条第 18 項 (法第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により法第 5 条第 1 項の地域再生計画 (同条第 4 項第 5 号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。) が公示された日 (地域再生法の一部を改正する法律 (平成 27 年法律第 49 号) の施行の日以後最初に公示された日) に限る。以下「公示日」という。) から令和 10 年 3 月 31 日までの間に、法第 17 条の 2 第 3 項の規定により同条第 1 項	第 2 条 知事は、地方活力向上地域内において法第 5 条第 18 項 (法第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により法第 5 条第 1 項の地域再生計画 (同条第 4 項第 5 号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。) が公示された日 (地域再生法の一部を改正する法律 (平成 27 年法律第 49 号) の施行の日以後最初に公示された日) に限る。以下「公示日」という。) から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、法第 17 条の 2 第 3 項の規定により同条第 1 項	(事業税の不均一課税) 第 2 条 知事は、地方活力向上地域内において法第 5 条第 18 項 (法第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により法第 5 条第 1 項の地域再生計画 (同条第 4 項第 5 号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。) が公示された日 (地域再生法の一部を改正する法律 (平成 27 年法律第 49 号) の施行の日以後最初に公示された日) に限る。以下「公示日」という。) から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、法第 17 条の 2 第 3 項の規定により同条第 1 項

に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。以下「認定事業者」という。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の施設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日（以下「供用日」という。）の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県条例（平成17年栃木県条例第5号。以下「県条例」という。）第56条（県条例附則第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第63条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。

(1)～(3) 略

(固定資産税の課税免除及び不均一課税)  
**第4条** 知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である県条例第127条に規定する大規模の償却資産（

公示日以後に取得したものに限る。以下「大規模償却資産」という。）に対して課する当該大規模償却資産を事業の用に供した日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度分の固定資産税を免除することができる。

2 略

に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。以下「認定事業者」という。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の施設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日（以下「供用日」という。）の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率を、栃木県条例（平成17年栃木県条例第5号。以下「県条例」という。）第56条（県条例附則第24条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第63条の規定にかかわらず、当該各条に規定する税率に、次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた税率とすることができる。

(1)～(3) 略

(固定資産税の課税免除及び不均一課税)  
**第4条** 知事は、特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である県条例第127条に規定する大規模の償却資産（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号までに掲げるものであつて、公示日以後に取得したものに限る。以下「大規模償却資産」という。）に対して課する当該大規模償却資産を事業の用に供した日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度分の固定資産税を免除することができる。

2 略

(栃木県県条例の一部改正)

**第2条** 栃木県県条例（平成17年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(不動産取得税の課税標準の特例に係る申告)  
**第76条 略**  
 2 法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、前項の規定による申告をする際、当該申告書に当該住宅が施行令第37条の18の規定に該当する住宅であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。  
 3・4 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告)  
**第82条 略**  
 2 法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者は、前項の規定による申告をする際、同項の申告書に当該土地の上にある住宅が施行令第37条の18の規定に該当する住宅であることを証することを証する書類その他知事が必要と認める書類(第76条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。)を添付しなければならない。

(自動車税の徴収の方法の特例)  
**第111条** 自動車税の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成16年栃木県条例第5号)第3条第1項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第113条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を法施行規則第9条の16に規定する方法により徴収することができる。

(不動産取得税の課税標準の特例に係る申告)  
**第76条 略**  
 2 法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、前項の規定による申告をする際、当該申告書に当該住宅が施行令第37条の19の規定に該当する住宅であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。  
 3・4 略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告)  
**第82条 略**  
 2 法第73条の24第2項の規定の適用を受けようとする者は、前項の規定による申告をする際、同項の申告書に当該土地の上にある住宅が施行令第37条の19の規定に該当する住宅であることを証することを証する書類その他知事が必要と認める書類(第76条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。)を添付しなければならない。

(自動車税の徴収の方法の特例)  
**第111条** 自動車税の納税義務者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて栃木県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成16年栃木県条例第5号)第3条第1項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第113条第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を法施行規則第9条に規定する方法により徴収することができる。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中栃木県税条例第76条第2項及び第82条第2項の改正規定は、令和11年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第2条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(税務課)